

国民健康保険・後期高齢者医療制度の

人間ドック・脳ドック費用の一部助成について

池田町では、人間ドック・脳ドックを受診する費用の一部助成を実施しています。
詳細につきましては、以下をご確認ください。

対象者

- (1) 池田町国民健康保険の被保険者で、国民健康保険税の過年度分の滞納がない世帯に属する者
- (2) 池田町に住所を有する長野県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、後期高齢者医療保険料の過年度分の滞納がない者

ただし、次のいずれかに該当する者は、対象になりません。

- ・ 同一年度（4月1日から3月31日まで）に、町が実施する特定健診及び健康診査を受診する予定がある者又は受診した者
※脳ドックのみを受診する場合は、町が実施する特定健診等の受診の有無に関わらず、対象となります。
- ・ 町へ健診結果を提出することに同意しない者
- ・ 町が実施する保健指導を受けることに同意しない者

助成金額（上限額）

助成回数は、1つの年度（4月1日から3月31日まで）につき1回です。

人間ドック（日帰り）	20,000円
人間ドック（1泊2日）	40,000円
脳ドック	10,000円

（裏面へ）

申請手続

受診する医療機関によって手続が異なります。「助成券方式」と「償還払方式」の2種類の申請手続がありますので、以下をご確認いただき、申請を行ってください。

1 「助成券方式」の手続き

指定医療機関（以下の医療機関）で人間ドック等を受診する場合は、助成券方式です。

北アルプス医療センターあづみ病院・穂高病院・相澤病院・安曇野赤十字病院
市立大町総合病院・松本協立病院・藤森病院・丸の内病院・城西病院

- (1) 医療機関へ人間ドック等の予約をしましょう。
- (2) 池田町健康福祉課の窓口で、助成券交付申請書を提出しましょう。
医療機関へ提出する助成券をお渡しします。
(15分程度かかります。時間に余裕を持ってお越しくください。)
- (3) 医療機関で人間ドック等を受けましょう。必ず、助成券を提出してください。
助成金額を差し引いた金額を医療機関から請求されます。
(助成金は、町から医療機関へ直接支払われます。)

2 「償還払方式」の手続き

※指定医療機関以外の医療機関で受診する場合は、償還払方式です。

令和5年度の助成金の申請期限 令和6年4月5日（金）

(期限までに、健診結果が医療機関から届かない場合は、ご連絡ください。)

- (1) 人間ドック等を受診後、池田町健康福祉課の窓口で助成金の申請手続をしましょう。
【提出書類】申請書・健診結果・問診票（町指定様式）・領収書等
※申請書には、印鑑の押印が必要です。
- (2) 後日、指定された口座へ町から助成金が振り込まれます。

3 その他

今年度の人間ドック等を指定医療機関で受診済の場合（助成券方式の手続をせずに、人間ドック等を受診した場合）は、健康福祉課へご連絡ください。

【お問い合わせ先】

池田町健康福祉課 健康増進係
(池田町総合福祉センター内)
電話 0261-61-5000
平日 8時30分～17時15分